

都の主な基金事業

相談員の専門性向上

【平成21年度】

- 消費生活相談員レベルアップ研修
消費生活相談員が専門分野講座を受講する際の受講料等を助成

→平成22年度も継続実施

【平成22年度新規】

- 東京消費生活相談アカデミー
(消費生活相談員養成事業)

消費生活センターで活躍している消費生活相談員を対象に50日間の実務研修を実施

テーマ別特別相談

消費生活に影響の大きい取引形態や相談が特に多い年齢層などを対象に、特別相談を実施

【平成21年度】

- 「消費者トラブル・美容110番」(平成21年12月実施)
※弁護士、形成外科・美容外科医を配置

- 「賃貸住宅トラブル110番」(平成22年2月実施)
※弁護士を配置

専門家を活用して区市町村と共同で実施することにより、都及び区市町村の相談員のレベルアップにつなげるとともに、被害の未然防止を図る。

平成22年度も時機に応じたテーマを設定し、継続実施

小中学生向け消費者教育

多重債務問題の未然防止のためには、早い時期から発達段階に応じて金銭の価値や計画的な使い方を教育することが重要

【平成21年度】(自主財源で実施)

東京都多重債務問題対策協議会において、小学3年生向け及び中学2年生向け金融経済教育教材を開発

→4区1市 小学校7校、中学校4校において金融経済教育モデル事業実施

【平成22年度】

都内全ての小学3年生、中学2年生に金融経済教育教材を配布

消費者啓発

【平成21年度】

- 健康食品の適正利用のための消費者向けDVD作成
- 一人暮らし高齢者等を見守る、民生委員、介護事業者などを対象としたリーフレット作成
- 玄関先等に貼付する悪質訪問販売お断りシールの作成
※原画を都で作成し、区市町村に配布

【平成22年度】

- 健康食品の適正利用や食品表示に関する啓発のためのパンフレットの作成等
- 各種媒体を活用した若者の消費者被害防止啓発 など

消費者団体との協働

都民の消費者被害を防ぐため、消費者団体と連携・協力

【平成21年度】

- 東京都生活協同組合連合会との協働
都内地域生協の物資宅配ネットワークを活用し、生協加入世帯に確実に消費生活情報を届ける。

- 消費者月間実行委員会との協働
新たに消費者被害防止等をテーマとした意見交換会、講演会、学習会を実施し、都の消費者月間事業の強化を図る。

平成22年度もさらに充実

事業者のコンプライアンス促進

個々の事業者指導・事業者処分を行うだけでなく、事業者団体と協力し、業界全体としてより高いコンプライアンスを確保するよう、働きかけていく。

【平成22年度】

- 事業者向けコンプライアンス講習会
不適正取引防止、表示適正化を図るため、事業者向けコンプライアンス講習会を開催し、事業者に対する啓発を図る。